

発注予定情報の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は市の発注予定公共工事の公表に関して必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象工事は、当該年度に発注が見込まれる公共工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって印西市の行為を秘密にする必要があるものを除く）とする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 種別及び概要
- (5) 契約の方法
- (6) 入札等予定時期

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当初分及び追加分については毎年度四半期（4月、7月、10月、1月。各月の中旬を目途とする。）ごとに公表する。
- (2) 変更分については毎年度四半期（7月、10月、1月。各月の中旬を目途とする。）ごとに公表する。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は次のとおりとする

- (1) 公表の方法は閲覧方式とし、発注予定情報閲覧簿（別記様式1）を閲覧に供することにより行う。
- (2) 閲覧所は企画財政部財政課とする。
- (3) 閲覧しようとする者は、閲覧申請簿（別記様式2）に必要事項を記載し、係員の承認を得て行う。
- (4) 閲覧期間は、公表日から当該年度の3月31日までとする。
- (5) 閲覧日及び閲覧時間は、市が業務を行う日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (6) 閲覧書類は閲覧所から外部へ持ち出してはならない。
- (7) その他不明な点については、係員の指示による。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式1)

発注予定情報閲覧簿

